

実 施 要 領

- 1 業 務 名 広告マンホール用デザインプレート作製・設置業務（単価契約）
- 2 履 行 場 所 中区紙屋町一丁目ほか8町
- 3 委 託 期 間 契約締結の日から令和8年3月31日まで
- 4 入札に付する工種及び他の工種の契約単価の決定
 - (1) 入札金額は、単価及び予定総額（各単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計）を記載すること。
なお、区分は契約書別表の区分のとおりとする。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（単価）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（単価）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額（単価）の110分の100に相当する金額（単価）を入札書に記載すること。
- 5 契約の締結
落札者と別紙契約書（案）のとおり契約を締結する。
- 6 契約保証金
予定総額（消費税及び地方消費税相当額を含む）の100分の10以上。
ただし、保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険を締結して、本市に提出したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 7 設計書の数量について
設計書に記載している各工種の数量は、見込数量であり、契約締結後の実施数量を保証するものではない。

仕 様 書

1 適用範囲

この仕様書は、広島市が管理する下水道用鋳鉄製マンホールふたφ600に、広告用デザインシール（以下「デザインシール」という。）を貼り付ける工事について規定する。

なお、デザインシールの材質等については、別途定める材質等仕様書によるものとする。

2 作業工程

(1) マンホールふたの清掃

清掃用具を用いてマンホールふたを掃除し、脱脂除去剤で余分な汚れ及び油を取り除く。

(2) 基礎プレートの設置

ア 基礎プレートの裏面を脱脂除去剤で清掃した後、粘着剤を均一に塗り付ける。

イ 粘着力が発現するまで放置（10分程度）した後、マンホールふたの上に置き位置を合わせてからゴムハンマー等を用いて十分に圧着させる。

ウ ドリル（Φ4.2）で深さ9～10mmの穴を6箇所開けた後、タップ（止まり穴用）を用いてM5のねじを設ける。

エ エアードスター等を用いて穴をきれいにした後、ねじを取り付ける。

(3) デザインシールの貼付け

ア 清掃用具を用いて基礎プレートの表面を清掃し、脱脂除却材で余分な汚れ及び油を取り除く。

イ デザインシールを置き位置に合わせ、マスキングテープ等で上側半分を固定する。

ウ デザインシール下側の裏のはく離紙を半分剥がし、シール部分を基礎プレートに貼り付ける。

エ 固定していたマスキングテープ等を剥がし、デザインシールの裏のはく離紙を全て剥がし、シール部分を基礎プレートに貼り付ける。

オ デザインシール全体をゴムハンマー等を用いて十分に圧着させる。

3 検査

検査は、外観及び寸法について目視検査等を行うとともに、マンホールふたの開閉作業に支障をきたさないことを確認する。

また、デザインシール部の波打ち、きず等が無いことを確認する。

4 疑義

上記の事項に該当しない疑義が生じた時は、本市監督員の指示又は協議の上、これを決定するものとする。

材 質 等 仕 様 書

1 適用範囲

この材質等仕様書は、広島市が管理する下水道用鋳鉄製マンホールふたφ600に貼り付ける、広告用デザインシールの材質等について規定する。

なお、適用に当たっては、この材質等仕様書のほか、本市が定める「広島市下水道用鋳鉄製マンホールふた（一般用）仕様書」によるものとする。

2 仕様

(1) デザイン模様

別途、本市が認めたデザインとする。

(2) 構造及び強度

「広島市下水道用鋳鉄製マンホールふた（一般用）仕様書」による。

(3) 材質

ア 基礎プレートには、耐食性能に優れた ZAM 鋼板を使用すること。

イ デザインシールは、危険有害物を含まないポリウレタン製であること。

(4) 性能

防滑性能、防災性能、耐候性、耐摩耗性、はく離強度について、3 試験方法による判定基準を満たすこと。

3 試験方法

(1) 防滑性能試験

この検査は、床の滑りの指標として、J I S A 1 4 5 4 に定める床材の滑り性能試験によって測定される滑り抵抗係数 (C. S. R) を用い、日本建築学会の推奨値 (案) に基づき、以下の判定基準を満たすこと。

【試験条件】

すべり片の種類：ゴムシート（硬さ（A形）70～80、厚さ3～6mm）

試料状態：乾燥状態及び湿潤状態

履物着用の場合の滑り 日本建築学会の推奨値（案）

床の種類	単位空間等	推奨値（案）
履物を履いて動作する床、路面	敷地内の通路、建築物の出入口、屋内の通路、階段の路面・踊り場、便所・洗面所の床	C. S. R = 0.4 以上
	傾斜路（傾斜角： θ ）	C. S. R - $\sin \theta$ = 0.4 以上

判定基準	
道路最大勾配 12% (6.8θ)	0.52以上

(2) 防災性能試験

この検査は、じゅうたん等の防災性能試験に用いられる「総務省令防災性試験45°エアミックスバーナー法」に準拠した試験方法にて、以下の判定基準を満たすこと。

【試験条件】

試験片：デザインシールの表面を40cm×22cmにカットし、相手材（下水道用鋳鉄製マンホールふたφ600）に貼り付けて実施する。

試験片数：3

判定基準	
残炎時間（秒）	炭化長さ（cm）
20以下	10以下

(3) 耐候性試験

この検査は、JIS Z 9107「安全標識－性能の分類、性能基準及び試験方法」にて確認を行い、以下の判定基準を満たすこと。

【試験条件】（サンシャインカーボンアーク灯式の場合）

照射時間：200時間

温度制御：63±3℃

水噴霧サイクル：120分間照射中、18分間水噴霧

判定基準
目視検査で、変色、変形、亀裂、はく離、白亜化等がないこと

(4) 耐摩耗性試験

この検査は、JIS L 1096 C法「織物及び編物の生地試験方法」にて確認を行い、以下の判定基準を満たすこと。

【試験条件】

摩耗輪：H-18

荷重：9.81N

回数：21,000回

判定基準	
目視検査により、デザイン要素に目立つ変化がないこと	

(5) はく離強度試験

この検査は、JIS Z 9107「安全標識－性能の分類、性能基準及び試験方法」にて確認を行い、以下の判定基準を満たすこと。

【試験条件】

はく離方向：剛板に対して180°方向

試験測度：300mm/min

試験片形状：200mm×25mm

相手材形状：200mm×50mm

試験片数：3

※ 相手材は、下水道用鋳鉄製マンホールふたφ600など実際に使用する構造材とする。

判定基準	
幅25mm当たりの力 (N)	25以上

4 検査

検査は、製造工程における検査について規定するものであり、検査方法は広告用デザインシールと同等製品の性能報告書の提出にて確認する。

5 工業所有権の問題

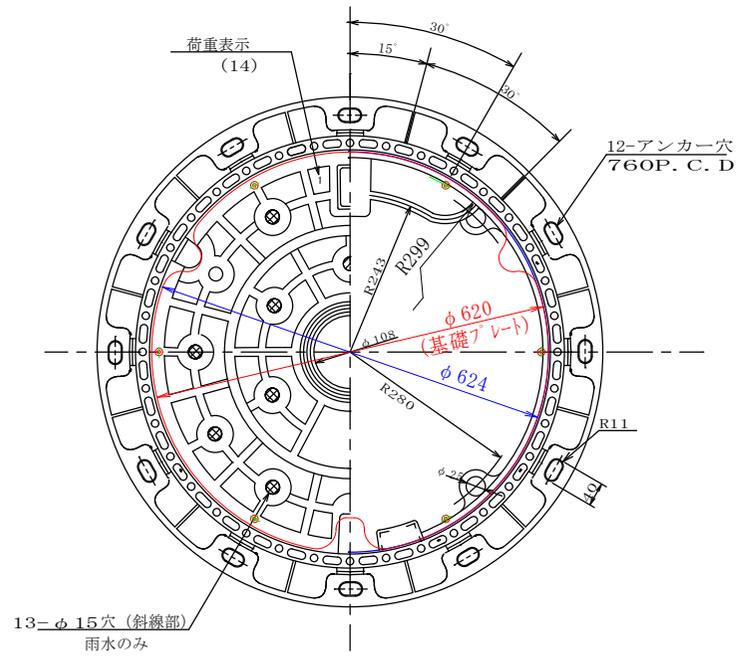
製品に関する工業所有権の問題が生じた時には、製造者がすべて処置するものとする。

6 疑義

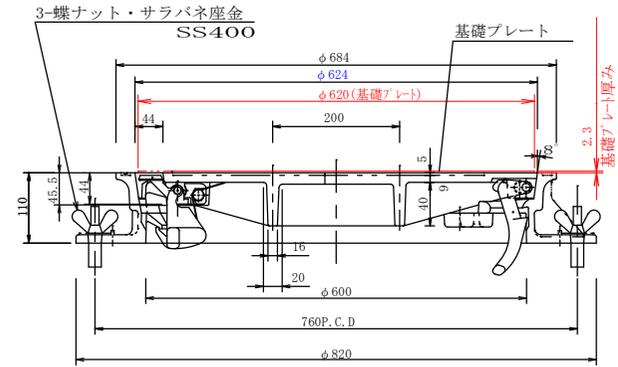
上記の事項に該当しない疑義が生じた時は、本市監督員の指示又は協議の上、これを決定するものとする。

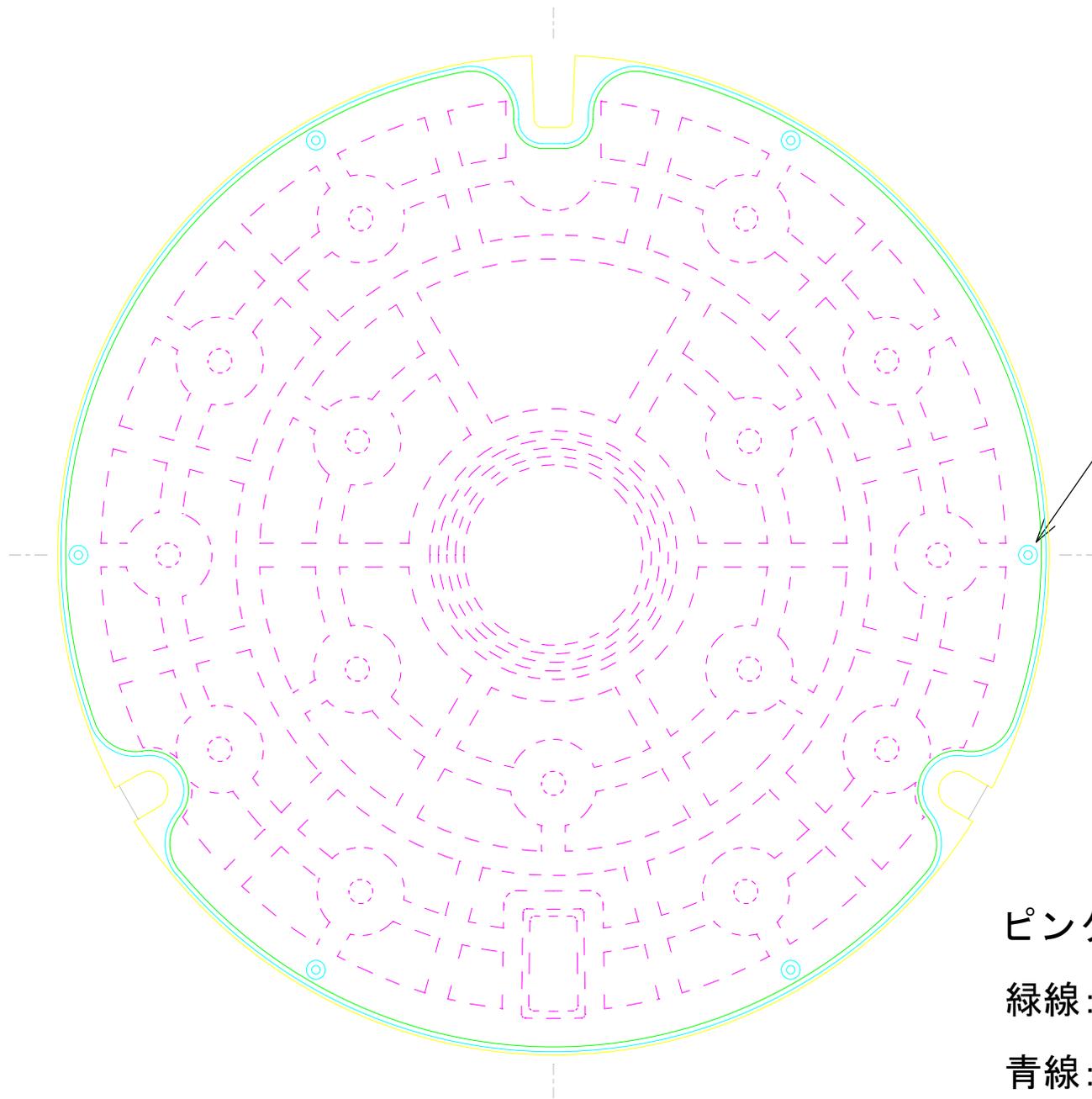
広告用デザインシール詳細図 (T-14)

平面図



組立断面図





M5 ねじ 固定箇所
(計 6 箇所)

ピンク線: 蓋の柄(イメージ)

緑線: デザインシール($\phi 614$)

青線: 基礎プレート($\phi 620$)

黄線: 蓋の縁($\phi 624$)